

一 般 ガ ス 個 別 約 款
(空 調 夏 期 契 約)

令和 5 年 1 2 月 2 0 日実施

丹 後 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 個別約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. そ の 他	3

付 則

1. この個別約款の実施期日	3
----------------------	---

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
2. 料 金 表	5

1. 目的

この個別約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 個別約款の変更

当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、お客さまとの需給計画の内容を、変更後の個別約款とするものとします。

3. 用語の定義

(1)「契約使用可能量」とは、空調用熱電源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。

但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

(2)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。

(3)「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

(5)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する（設置は当社の導管部門）場合には、当社に対してこの個別約款による契約を申し込むことができます。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約を契約していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの個別約款に基づき、ガスの使用を申し込む場合又は、その後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます（当社の導管部門に対して定めていただきます）。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

② 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この個別約款及び他の個別約款に基づく契約を契約期間満了前に解約ま

たは解約と同時に一般ガス小売供給約款に基づく契約を締結されたお客さまが、同一需要場所でこの個別約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合は、この限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、お客さまがこの個別約款の契約期間満了前にこの個別約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、一般ガス小売供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。
- (3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

82,440 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1の(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9430 \\ & + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0648 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

(1) その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この個別約款の実施期日

この個別約款は、令和5年12月20日から実施いたします。

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じ算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

(1) 定額基本料金

区 分	料 金
1 か月およびガスメーター 1 個につき	9,293.46 円 (消費税相当額を含みます。)

(2) 流量基本料金単価

区 分	料 金
1 立方メートルにつき	478.43 円 (消費税相当額を含みます。)

(3) 基準単位料金

区 分	料 金
1 立方メートルにつき	144.35 円 (消費税相当額を含みます。)

(4) 調整単位料金

(3) 各基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。